

禁止事項

【車両についての禁止事項】

- ・利用ルールに定める利用可能な車両規模を超える車両の駐車
- ・その他下記に該当する車両の駐車
 - ア 事業登録時に届け出ていない車両
 - イ エアロパーツ等の付属装着物があり、接触により駐車場施設若しくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両
 - ウ 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両
 - エ 登録内容の変更があるにもかかわらず、変更手続きが済んでいない車両
 - オ 危険物、有害汚染物質その他安全若しくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両

【利用にあたっての禁止事項】

- ・集配送に必要となる荷さばき以外の行為
- ・荷さばき駐車場内へのゴミ（梱包類、吸殻、空き缶、弁当空き箱、雑誌等）の放置、立ち小便等の不衛生な行為
- ・荷さばき駐車場内でのアイドリング、空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、大きな話し声などの近隣等への迷惑な行為
- ・駐車場内での喫煙
- ・備品等の持ち去り
- ・車両の放置
- ・連続した利用（同一駐車場を利用する場合は、45分以上間隔を空けて利用すること。）

【その他】

- ・利用証に記載の利用登録者以外の使用及び利用証の他社への転売、譲渡、貸与、複製利用等は一切禁止
- ・暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくはその関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

利用資格の取消規程

- ・ 荷さばき駐車場の利用に際し、次の事項が判明した場合は、利用資格を取り消す可能性があります。
 - ア 登録者（車両）以外の使用
 - イ 禁止事項に記載のある「車両についての禁止事項」に該当する車両の使用
 - ウ 悪意により本事業の運営に支障を来し、又は利用者の混乱を生じさせた場合（禁止事項に該当する場合など）

- ・ 次の事項が複数回見受けられた場合は、利用資格を取り消す可能性があります。
 - エ 荷さばき以外の使用（業務上必要な休憩は可とする。）
 - オ 利用可能時間外の使用

- ・ 次の事項が頻繁に見受けられた場合又は事業者から苦情があった場合は、事情を確認の上、登録会社に対して改善を要求します。
改善が見込まれない場合は、利用資格を取り消す可能性があります。
 - カ 同一駐車場の連続した利用
 - キ 利用証の不掲示
 - ク 備品や荷物等の放置

免責事項、利用者の賠償責任

【免責事項】

- ・ 東京都は、荷さばき駐車場内における車両若しくはその付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、駐車場管理者の責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負いません。
- ・ 東京都は、荷さばき駐車場利用者が、駐車場の他の利用者若しくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両若しくはその付属装着物若しくは積載物等に起因して被った損害その他荷さばき駐車場で発生した駐車場管理者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について、責任を負いません。
- ・ 東京都は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動その他不可抗力の事象発生に伴う損害について、責任を負いません。

【利用者の賠償責任】

- ・ 荷さばき駐車場利用者が、本規約（利用ルール、禁止事項及び利用資格の取消規程）に違反した場合又は故意若しくは過失により荷さばき駐車場の設備若しくは機器を破損等した場合は、それにより東京都が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償していただきます。
- ・ 荷さばき駐車場内の設備又は機器を破損した場合は、速やかに東京都及び駐車場管理者へ報告してください。